

世田谷区温泉掘削に伴う地下水及び湧水の保全に関する要綱

平成18年10月1日

18世み政第137号

(目的)

第1条 この要綱は、地下水及び湧水（以下「地下水等」という。）への影響を及ぼす恐れのある温泉掘削について、適正な誘導を図るために必要な事項を定めることにより、世田谷区民共有の財産である地下水等の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 温泉 温泉法（昭和23年法律第125号）第2条に規定する温泉をいう。
- (2) 地下水 雨水等が地下に浸透して蓄えられた地下に存在する水をいう。
- (3) 湧水 地下水が湧き出たものをいう。
- (4) 温泉掘削 温泉を湧出させる目的で土地を掘削する行為をいう。
- (5) 事業者 自己の計画又は受託により温泉掘削を行おうとする者をいう。
- (6) 地域住民 温泉掘削を行う敷地の境界から50メートル以内において住所を有する者、事業を営む者及び土地又は建築物を所有する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第23条に規定するみどりの重点地区のうち世田谷区みどりの基本条例施行規則（平成17年4月世田谷区規則第77号）別表第4に規定する湧水保全重点地区内の土地、及びその他の土地で特に地下水等の保全を積極的に図る必要のある土地（以下「湧水保全重点地区等」という。）において、温泉掘削が行われる場合について適用する。

(事前協議)

第4条 区長は、事業者が湧水保全重点地区等において温泉掘削を行おうとするときは、温泉法第3条に定める温泉掘削の許可の申請を行う前に区長に申し出て、本要綱に定める各事項について協議を行い、次に掲げる事項について記載した事前協議書（様式）を提出するよう要請するものとする。

- (1) 温泉掘削をしようとする土地の所在及び付近見取図
- (2) 湧出路の口径、深さその他掘削工事の施工方法
- (3) 工事の着手及び完了の予定日
- (4) 完了後の取水予定量
- (5) 温泉掘削が地下水等に及ぼす影響に関する事前評価結果

(温泉掘削に関する地域住民への情報提供)

第5条 区長は、事業者に対し、前条の書類の提出の日までに、あらかじめ地域住民に対し、温泉掘削事業を実施することによる地下水等に及ぼす影響及び地下水等に及ぼす影響を軽減するための配慮の方策についての情報を、掲示及び説明会その他の方法により提供するよう要請するものとする。

(地下水等の保全)

第6条 区長は、事業者に対し、地下水等の流れを妨げ、あるいは地下水等の汚染及び汚濁によって、地下水等の保全に支障を及ぼさないための必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(影響の少ない工法の選択)

第7条 区長は、事業者に対し、温泉掘削に使用する機械や材料、工法等を考慮して地下水等に及ぼす影響を評価し、影響の少ない工法等の選択に努めるよう要請するものとする。

(雨水浸透施設の設置)

第8条 区長は、事業者に対し、地下水等の涵養^{かん}に資するため、温泉掘削を行う敷地内に雨水浸透施設を設置するよう要請するものとする。

(調査の実施)

第9条 区長は、事業者に対し、温泉掘削工事の完了後2年を経過するまでの間、掘削地点の水位及び水質並びに1箇月の取水量の観測調査を月1回実施するよう要請することができる。

2 前号の場合においては、区長は、事業者に対し、観測調査の結果の報告を求めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

様式（第4条関係）

事前協議書

平成 年 月 日

世田谷区長 あて

事業主 住所
氏名

(法人にあつては、その事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

電話

世田谷区温泉掘削に伴う地下水及び湧水^{ゆう}の保全に関する要綱第4条の規定に基づき、下記事業計画について協議いたします。

敷地地番 世田谷区 丁目 番地 住居表示 番号

湧出路^{ゆう}の口径 平方センチメートル

掘削深度 メートル

工事着手予定日 平成 年 月 日

工事完了予定日 平成 年 月 日

1箇月の取水予定量 立方メートル

添付資料

1. 掘削しようとする土地の付近見取図
2. 掘削工事の施工方法を記した書面
3. 温泉掘削が地下水及び湧水^{ゆう}に及ぼす影響に関する事前評価結果を記した書面